

中小企業勤労者定期健康診断料補助金 制度改正のお知らせ

改正点

補助金上限額の引き下げ

1人あたりの上限額は以下のとおりです。

令和7年度（現在）：1,500円

令和8年度（改正後）：1,300円

注意事項

改正前（令和7年度）に行った定期健康診断で、令和8年度以降に補助金の申請を行うものについては、改正前の制度（上限額1,500円）が適用となります。

※本補助金は、令和8年度予算の成立を前提としております。

詳細・お問い合わせ

川口市役所 経営支援課 雇用支援係
TEL 048-258-7921

